

手話通訳員（会計年度任用職員・パートタイム）募集要項

1 募集区分・募集人数

- (1) 募集区分 手話通訳員（会計年度任用職員・パートタイム）
- (2) 募集人数 1人

2 勤務場所

守山市役所 健康福祉部健康福祉政策課

3 業務内容

- (1) 窓口における受付および相談の手話通訳の実施
- (2) 相談および申請等の一般的な事務処理に関すること。
- (3) その他所属長の定める事項に関すること。

4 資格要件

- (1) 年齢 問いません
- (2) 資格
 - ・ 手話通訳士資格または手話通訳者認定のいずれかを有する人
 - ・ 普通自動車免許を有している人
 - ・ パソコン操作（ワード、エクセル）が可能な人

5 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(任用期間内の勤務成績が良好である場合は4回に限り、再度任用の可能性あり)
- (2) 勤務日数・時間 週4日 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 報酬・手当 月額 196,601円 ※1年目の報酬額
賞与（期末手当+勤勉手当）
1年目：3.0225月分 2年目以降：4.65月分（予定）
※採用日および人事評価等によって支給月数は変動します。
※給料等は、今後の制度改正に伴い変更となる可能性があります。
費用弁償
- (4) 休暇等 土・日曜日、祝日、年末年始
年次有給休暇、夏季休暇、忌引き ほか
- (5) 健康保険等 滋賀県市町村職員共済組合、厚生年金、雇用保険
- (6) 通勤手当 マイカー通勤で駐車場を利用される場合、駐車場についてはご自身で手配していただきます。（駐車場の利用に対する補助制度創設の予定あり。）

(7) 退職等 ①任用期間が満了した場合

②任用期間の途中であっても、次のいずれかに該当する場合は任用を取り消すことがあります。

- ・勤務実績が良くない場合
- ・心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
- ・会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合またはふさわしくない非行があった場合
- ・制度の改廃または予算の減少により廃職等が生じた場合

6 条件付採用期間 任用ごとに1月（毎年度。正式採用しない場合、解雇予告の対象）

7 服務 地方公務員法が適用されます（業務上知り得たことについての守秘義務等）

8 試験日程等

(1) 試験 作文・面接試験

(2) 日時・場所

令和8年3月25日（水曜日） 午後2時～（受付：午後1時50分～）

守山市役所3階 3A協議室

(3) 試験当日に履歴書（写真貼付）、運転免許証、資格証を持参

(4) 採用の決定

試験日から7日以内に文書で通知

9 申込方法等

次のいずれかの方法で申し込み

- ・守山市健康福祉政策課へ電話または直接申し込み
- ・公共職業安定所に申し込み。（交付された紹介状を試験日当日に持参）

申込期限 令和8年3月24日（火曜日）執務時間中（土・日曜日、祝日除く）

10 問い合わせ先

守山市役所健康福祉部健康福祉政策課

電話：077-582-1123 FAX：077-582-1138

メール：fukushiseisaku@city.moriyama.lg.jp